

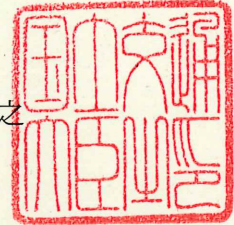
国海員第 3 8 2 号
令和 8 年 2 月 1 3 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子 恭 之



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第 9 5 条第 1 項（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 5 0 3 号

無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針の全部を改正する告示案について

諮問理由

無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針を別紙のとおり改正することについて、船員職業安定法第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

**無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、
無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が
均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、
募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針の
全部を改正する告示案について**

1. 背景

船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）による改正後の船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）（以下「改正船員職安法」という。）において、求人等に関する情報の的確な表示の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業、船員募集情報提供事業等に係る事項が新たに規定された。

また、改正船員職安法第 96 条第 1 項において、国土交通大臣は、これらの事項等に関し、無料船員職業紹介事業者等が適切に対処するために必要な指針を定め、公表することとされたところである。

これを踏まえ、改正法の施行に伴い、「無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針」（平成 17 年国土交通省告示第 220 号。以下「本指針」という。）を改正し、現行の規定事項に加えて、改正船員職安法において新たに規定された事項等に係る必要な事項を定めた新たな指針として、これを公表することとする。

その際、船員不足の深刻化への対応の一環として、船員に関する求人の申込み等に際して行われる労働条件等の明示について、一般的な陸上労働者に関する求人の申込み等に際して行われる労働条件等の明示と同様の留意事項を本指針に定めることとする。

2. 概要

本指針について、以下のとおり、改正することとする。

（1）題名及び趣旨（題名及び第一関係）

改正船員職安法において、船員募集情報提供事業に係る事項が新たに規定されるとともに、本指針の対象事項及び対象者に係る対応関係が整理されたことを踏まえ、題名を「無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針」に改めるとともに、趣旨についても所要の改正を行う。

(2) 労働条件等の明示に関する事項（第三関係）

船員に関する求人の申込み等に際して行われる労働条件等の明示について、一般的な陸上労働者に関する求人の申込み等に際して行われる労働条件等の明示と同様の留意事項として、以下の事項を定める。

一 無料船員職業紹介事業者等による労働条件の明示

無料船員職業紹介事業者等は、求職者等に対して従事すべき業務の内容等を明示するに当たり、その内容を、虚偽又は誇大な内容としてはならないこと 等

二 求人者等による労働条件の変更等に係る明示

求人者等は、紹介された求職者等と雇入契約を締結しようとする場合において、これらの者に対してあらかじめ明示していた従事すべき業務の内容等の変更等をするとき、当該変更等の内容を明示しなければならないこと 等

(3) 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（第四関係）

改正船員職安法第 18 条第 1 項において、求人等に関する情報を提供するとき、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない旨が新たに規定されたことを踏まえ、以下のとおり、当該情報の提供に当たっての留意事項を定める。

一 提供する求人等に関する情報の内容

無料船員職業紹介事業者等は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たり、船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金、労働時間等の事項等を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと

二 誤解を生じさせる表示の禁止

無料船員職業紹介事業者等は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たり、求職者等に誤解を生じさせることのないよう当該情報を表示しなければならないこと 等

三 船員の募集を行う者による船員の募集等に関する情報の提供

船員の募集を行う者は、提供する船員の募集等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つため、船員の募集を終了した場合又は当該募集の内容を変更した場合は、速やかに当該情報の提供を終了し、又は当該情報を変更しなければならないこと 等

四 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

無料船員職業紹介事業者等は、求人等に関する情報を提供するに当たり、求人者等に対し、定期的に当該情報が最新かどうかを確認する等の措置を講じなければならないこと 等

五 地方運輸局等の求人情報の転載

地方運輸局等が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名等を明示しなければならないこと 等

(4) 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（第五関係）

改正船員職安法第 19 条第 1 項において、求人者等は、その業務に関し、求職者の個人情報の収集等をするに当たっては、その業務の目的を明らかにして行わなければならない旨が新たに規定されたことを踏まえ、求職者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その個人情報がどのような目的で収集されるのか等を、求職者等が想定することができる程度に具体的に明示すべきこと等を定める。

(5) その他

改正法の施行に伴う条項ずれの手当て、規定振りの適正化等を行う。なお、第二については、従来と同趣旨の内容を定める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 4 月

施 行：改正法の施行の日（改正法の公布の日から 1 年以内の政令で定める日）